

税制特例措置の手続きの流れ

特区による税制特例の適用をうける場合には、町からの指定及び実施状況報告の認定が必要となります。

①鏡石町へ指定の申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②実施計画書、③宣言書に、必要書類を添付して鏡石町へ申請をします。

②鏡石町による「指定書」の交付

指定の申請を受けた鏡石町は、法令に定める指定要件を満たしているか審査の上、申請を受けた日から原則として1か月以内に「指定書」を交付します。

③鏡石町へ事業の実施状況報告を提出

指定書が交付された事業者は、事業年度終了後1か月以内に、事業の実施状況報告書に必要書類を添付して、鏡石町に提出します。

④鏡石町による「認定書」の交付

鏡石町では、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認められる場合、報告を受けた日から原則として1か月以内に「認定書」を交付します。

⑤指定事業者による税の申告

指定事業者は、交付された「認定書」をもって税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

※申告方法等の詳細については、国税庁HPをご覧ください。